

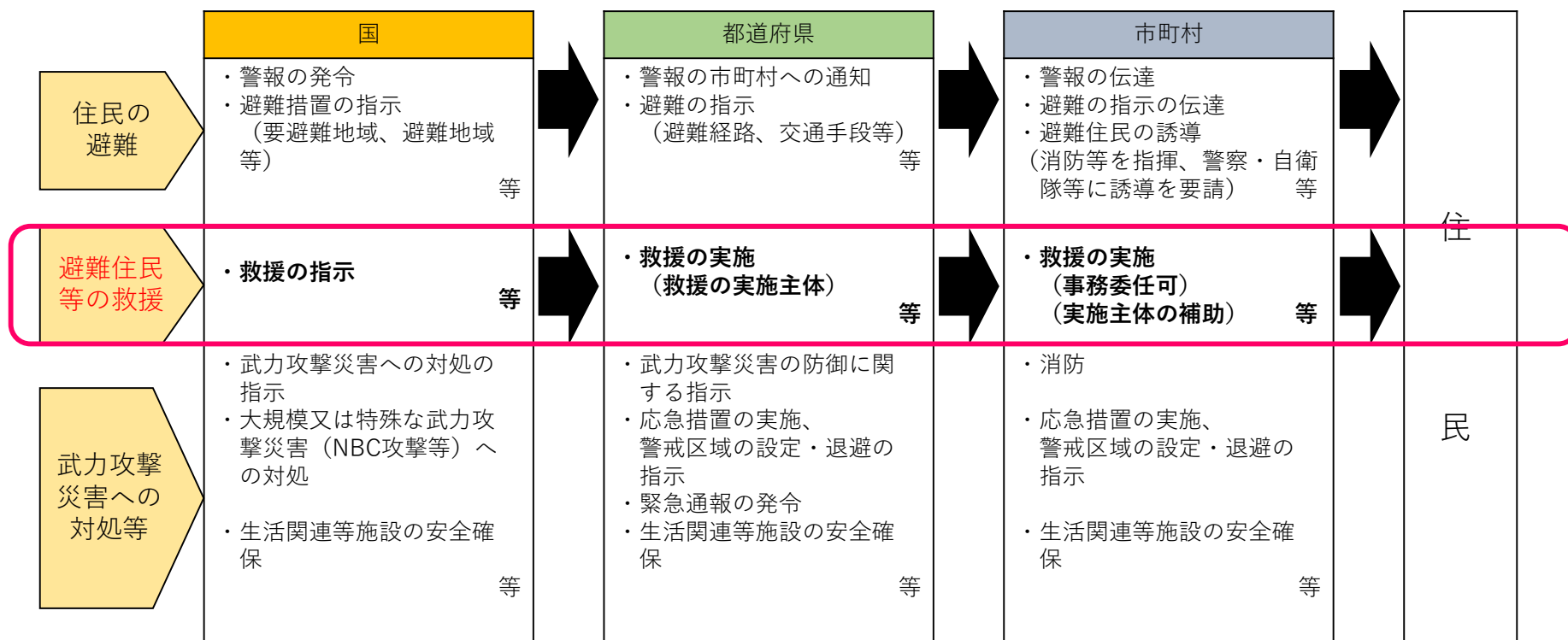
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）（平成16年法律第112号） 救援の実施（法第75条第1項）に関する概要

※国民保護法は、内閣官房が所管し平成16年6月成立、同年9月施行、避難住民等の救援の実施について平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。
 ※国民保護法（平成16年法律第112号。以下「法」という。） 国民保護法施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）

1. 国民保護法の目的

- 武力攻撃事態等において、**国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的**とする。
- 武力攻撃事態等において、国民を保護するため、「**住民の避難**」、「**避難住民等の救援**」、「**武力攻撃災害への対処等**」について、その具体的内容が定められている。
- 緊急対処事態（テロ等）においても武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置を実施することとされている。

2. 国民保護法に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

- | | | |
|------------------------------------|--|---|
| <p>指定公共機関・指定地方公共機関との連携：</p> | <ul style="list-style-type: none"> 放送事業者による警報等の放送 運送事業者による住民・物資の運送 | <ul style="list-style-type: none"> 日本赤十字社による救援への協力、 電気・ガス等の安定的な供給 |
|------------------------------------|--|---|

3. 救援の概要

- **対策本部長は、住民の避難が必要であると認めるとき、武力攻撃災害が発生したときは、当該被災者が発生した地域及び避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、直ちに救援に関する措置を講ずるべきことを指示するものとする。** (法第74条第1項及び第2項)
- **当該被災者が発生した地域の都道府県知事は、「救援の指示」を受けたときは、当該都道府県の区域内に在る避難住民等で避難を必要としているものに対し、避難施設その他の場所において、必要な救援を行わなければならない。** (法第75条第1項)

4. 救援の実施主体

- 当該被災者が発生した地域の都道府県知事：**救援の実施主体** (法第75条第1項)
- 市町村（特別区を含む）：**救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。** (法第76条第1項)
都道府県知事が行う救援を補助することができる。 (法第76条第2項)

5. 救援の種類

(1) 収容施設（避難所）の供与	(6) 医療の提供・助産	(11) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
(2) 長期避難住宅、応急仮設住宅の供与	(7) 被災者の捜索及び救出	(12) 学用品の給与
(3) 炊き出しその他による食品の給与	(8) 埋葬及び火葬	(13) 死体の捜索・処理
(4) 飲料水の供給	(9) 電話その他通信設備の提供	(14) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給貸与	(10) 福祉サービスの提供	

- **一般基準**：**救援の程度及び方法の基準** (※) は、災害救助法の一般基準を勘案して、あらかじめ内閣総理大臣が定める。 (※令第10条第1項及び第2項、平成25年内閣府告示第229号第1条第1項)
- **特別基準**：一般基準では**救援の適切な実施が困難**な場合には、内閣総理大臣が特別基準 (※) を定める。
(※平成25年内閣府告示第229号第1条第2項)

6. 輸送費及び賃金職員等雇上費

- 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として、以下の範囲については当該地域における通常の実費を支給することができる。
 - ・ 避難住民等の避難所間の移動に係る支援
 - ・ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ・ 医療の提供及び助産
 - ・ 被災者の捜索及び救出
 - ・ 福祉サービスの提供
 - ・ 死体の捜索及び処理
 - ・ 救済用物資の整理配分

7. 救援事務費

- 救援の事務を行うのに必要な費用として、**救援の事務を行うのに要した経費及び当該経費の精算の事務を行うのに要した経費**について、時間外勤務手当、旅費、需用費、委託費等の費用を支出することができる。

8. 日本赤十字社による措置

- **日本赤十字社は都道府県知事が行う救援に協力**しなければならない。（法第77条第1項）
- 日本赤十字社に救援に関し地方公共団体以外の団体又は協力についての連絡調整を行わせることができる。（法第77条第2項）
- 都道府県知事は、救援又はその応援の実施に関し必要な事項を日本赤十字社に委託することができる。（法第77条第3項）

9. 国庫負担等

- **避難住民等の救援に関する措置に要する費用**はその実施について責任を有する**都道府県等が支弁（全額国庫負担<内閣府>）**（法第164条）
- ただし、以下に掲げる費用は**地方公共団体が負担**（法第168条）
 - ・ **地方公共団体の職員の給与及び扶養手当その他政令で定める手当**（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職手当、期末・勤勉手当、寒冷地手当、退職手当等）（令第48条）
 - ・ **地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用**で政令で定めるもの（消耗品費、通信費その他の費用（国民の保護のための措置の実施により増加し、又は新たに必要になったものを除く）（令第49条）
 - ・ **地方公共団体が施設の管理者として行う事務に要する費用**で政令で定めるもの（具体的には、施設管理のために通常必要とされる人件費、用度品費、高熱水料、通信費、補修・修繕に要する費用や施設に係る賦課金）（令第50条）

10. 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度、方法の基準

(平成25年10月内閣府告示第229号)

条項	救援項目	救援の概要	一般基準
2条	避難所の供与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者を收容するものであること。 ○ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。 ※ 避難所の供与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで 	<p>(基本額)</p> <p>避難所設置費 1人1日当たり370円以内</p> <p>福祉避難所を設置した場合は、当該地域において当該特別配慮のために必要な通常の実費を加算することができる</p>
2条	長期避難住宅の供与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 收容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を供与し、これに收容することができること。 ○ 長期避難住宅の供与に代えて、賃貸住宅等の居室の借上げを実施し、これらに收容することができること。 ※ 長期避難住宅の供与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで (建築基準法第85条第1項、第3項～第5項に定める期間) 	<p>【長期避難住宅（建設型）】</p> <p>1戸当たり平均 7,259,000円以内</p>
2条	応急仮設住宅の供与	<p>避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないもの。</p> <p>※ 応急仮設住宅の供与期間は、建築基準法第85条第1項、第3項～第5項に定める期間</p>	<p>【応急仮設住宅（建設型）】</p> <p>1戸当たり平均 7,259,000円以内</p>
3条	炊き出しその他による食品の給与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所に收容された者。 ○ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により住家に被害を受けたことにより現に炊事のできない者。 ※ 給与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで 	<p>1人1日（3食）当たり 1,480円以内</p>
3条	飲料水の供給	<p>避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者。</p> <p>※ 給与期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>
4条	被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。 ○ 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができる。 	<p>夏季（4月～9月）単価は下表</p> <p>冬季（10月～3月）単価は下表</p>

条項	救援項目	救援の概要					一般基準		
		世帯数	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	1人を増すごとの額	
			夏期	20,900円	26,900円	39,900円	47,600円	60,300円	8,800円
			冬期	34,700円	44,800円	62,500円	73,100円	92,100円	12,700円
5条	医療の提供・助産	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、医療の途を失った者又は助産の途を失った者。 ※ 提供期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで					【医療】 ・救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損の実費 ・病院又は診療所・・・国民健康保険の診療報酬の額以内 ・施術所・・・協定料金の額以内 【助産】 ・救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費 ・助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		
6条	被災者の捜索及び救出	避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にあるものを捜索し、又は救出するもの。 ※ 被災者の捜索及び救出は、最も緊急を要するものであり、可能な限り速やかに実施					当該地域における実費		
7条	埋葬及び火葬	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うこと。					1体当たり 大人（12歳以上） <u>239,400円</u> 以内 小人（12歳未満） <u>191,500円</u> 以内		
8条	電話その他の通信設備の提供	○ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うこと。 ○ 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民又は武力攻撃災害により通信手段をうしなした者に利用させること。 ※ 提供期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで					当該地域における実費		
9条	福祉サービスの提供	避難住民等のうち、避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者（以下「武力攻撃災害時要配慮者」という。）に対して、応急的に処置するもの。					当該地域における実費		

条項	救援項目	救援の概要	一般基準
10条	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難の指示が解除された後若しくは武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が準半壊以上の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①半壊（半焼）以上世帯 <u>757,000</u> 円以内 ②準半壊世帯 <u>367,000</u> 円以内
11条	学用品の給与	避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学生生徒及び高等学校生徒。	①教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 ②文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 <u>5,800</u> 円 中学校生徒 <u>6,100</u> 円 高等学校等生徒 <u>6,600</u> 円
12条	死体の捜索及び処理	避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者。	【死体の捜索】 当該地域における実費 【死体の処理】 (洗浄、消毒等) 1体当たり <u>3,800</u> 円以内(一時保存) ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外借上費：1体当たり <u>6,100</u> 円以内 救護班における検案以外は慣行料金
13条	武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	半壊した住家であって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない場合に実施するもの。	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 <u>148,600</u> 円以内
14条	救援のための輸送及び賃金職員等雇上費	必要に応じて、救援のための輸送や賃金職員等雇上を行うことができる。 ※ 輸送及び雇上期間は、避難の指示があった日から内閣総理大臣が定める日まで	当該地域における通常の実費

条項	救援項目	救援の概要	一般基準
15条	救援事務費	救援の事務を行うのに要した経費（救援の実施期間内のものに限る。） 及び救援に関する措置に要する費用の精算の事務を行うのに要した経費。 ○時間外勤務手当 ○賃金職員等雇上費 ○旅費 ○需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、 及び 修繕料） ○使用料及び賃借料 ○通信運搬費 ○委託費	3,000万円以下 10/100 3,000万円超6,000万円以下 9/100 6,000万円超 1億円以下 8/100 1億円超2億円以下 7/100 2億円超3億円以下 6/100 3億円超5億円以下 5/100 5億円超 4/100